

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 513

平成21年 4月13日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

経 営

税務会計

政府が保証する企業への出資支援 国が損失補填する産活法改正案

政府の保証で、政府系金融機関に一般企業への出資を促すための産業活力再生特別措置法改正案が正式にまとまった。

産活法改正案は、金融危機や資源高に苦しむ企業を支援することを狙いにしている。ただし、企業に直接的に公的資金を注入する制度ではなく、出資対象企業を選ぶのに今後1ヵ月程度かかるとみられる。

出資先の倒産などで損失が出た場合は、政府が日本政策金融公庫を通して一部を補填する。民間銀行が出資する場合も、政府から指定されれば、保証の対象になる。保証割合は5～8割にする見込みである。中小企業の支援では、過剰債務を抱えた会社が、優良事業を「新会社」に移し、不採算部門を清算する形の事業再生を促す。政府は特に雇用情勢を左右する有力企業への支援を念頭に置いている。

指定金融機関は現在、日本政策投資銀行と商工中金の2つだが、重要な部品を提供するなど、大企業に影響を与える中小・中堅企業も対象に入ることから、商工中金の取引企業も入る可能性があるという。

この産活法改正案には、15年間の時限組織としてではあるが、環境や医薬など最先端技術を持つ企業を支援する「産業革新機構」を創設することも盛り込んだ。09年度政府予算案で400億円の出資が盛り込まれており、民間からの出資も募って発足させる。

会社と役員間の金銭貸借の注意点 税務上での留意点は「適正利率」

企業業績が悪化する中、会社が役員から金銭を借りるといったケースも少なくない。その際、税務上留意すべき点は、支払う利息が適正な利率かどうかだ。

適正な利率とされる率は、：会社が他からも借り入れている場合で、他から平均調達金利での借入が可能な場合は、「適正利率 = 平均調達金利 = 前事業年度中の支払利息 / 前事業年度中の借入金平均残高 × 100%」とする。

もう一つは： 以外の場合は、貸付を行った年の前年11月30日の日本銀行が定める基準割引率に年4%の利率を加算した利率により計算された率となる。

会社が支払った利息が適正な利率の場合は、会社はその支払った利息を損金算入できる一方、役員が受け取った利息は雑所得とされ、所得税の確定申告をしなければならない。

給与所得以外の所得が20万円以下のときは、原則、確定申告は不要とされている。しかし、同族会社の役員がその同族会社から受け取る貸付金の利息や地代、家賃などは、その金額の多寡に関わらず、確定申告が必要とされているので注意が必要だ。

会社が支払った利息が適正利率よりも高い場合は、会社が支払った利息のうち、適正利率を上回る部分は、その役員に対する給与を支給したものとされ、その部分は通常の給与に含めた上で源泉徴収、年末調整を行うことになる。

今週のキーワード

産活法改正案

産活法(産業活力再生特別措置法)改正案は2月3日閣議決定、今通常国会で法案成立見込みである。財務省と経済産業省が仕掛けた支援制度。新しい枠組みでの出資対象は、金融危機による販売不振に起因した債務増などで通常の融資を受けにくくなった企業。一時的に資本不足に陥った企業は、3年後収益向上策などを盛り込んだ事業再生計画の経産大臣認定を受ける必要がある。2010年3月までの時限立法で低利融資制度と合わせ最大1兆5,000億円の枠が確保してある。